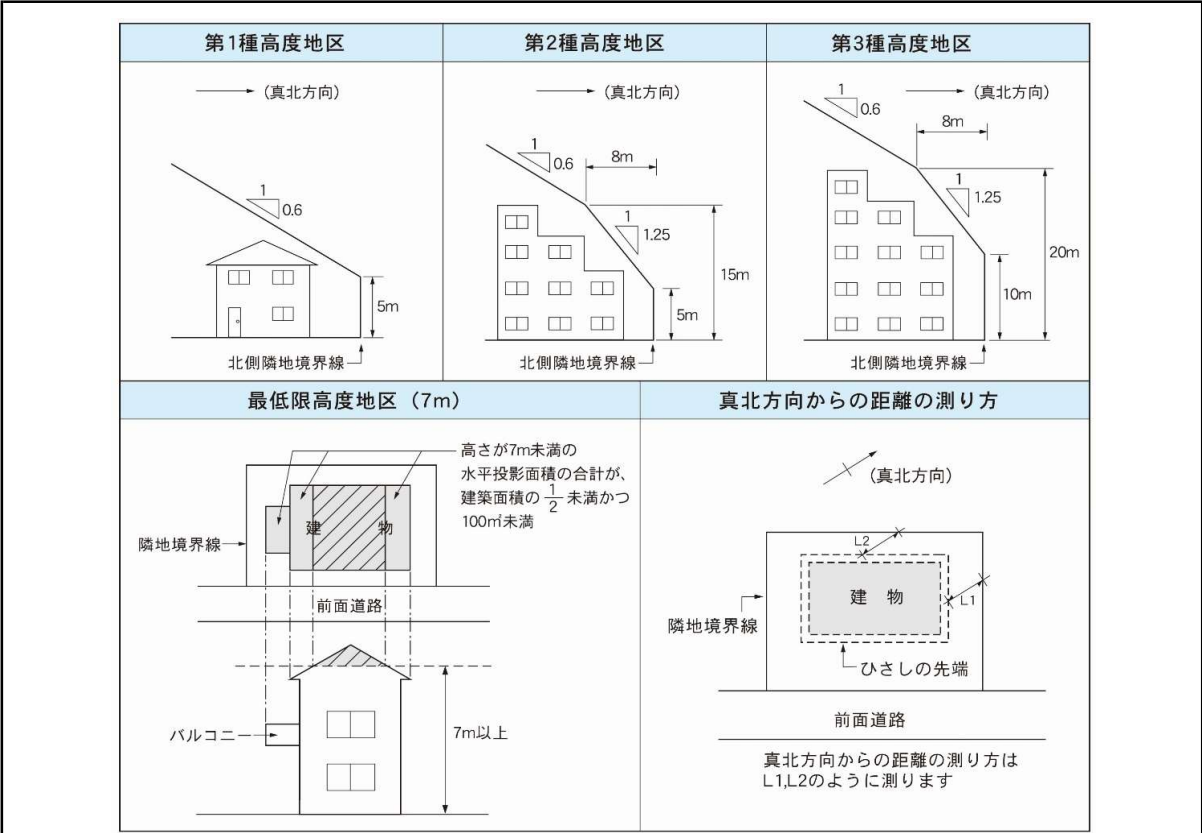


高度地区について		作成(改訂)日
		令和5年6月6日
関係条文	建築基準法第58条第1項、都市計画法第21条第2項、同法第19条第1項、同法第20条第1項	



1. 制限の緩和

この規定の適用の緩和に関する措置は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するもの(以下「水面等」という。)がある場合又は敷地の北側の隣地境界線に接して水面等がある場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面等に接する隣地境界線は、当該水面等の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。
- (2) 敷地の地盤面が北側の隣地(北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。)の地盤面(隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。以下同じ。)より1メートル以上低い場合においては、当該敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。

2. 最低限度高度地区7m【雑司が谷墓地周辺地区・立教大学周辺地区】

建築物の高さの最低限度は7メートルとする。ただし、次の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分については、この規定は適用しない。

- (1) 都市計画施設の区域内建築物
- (2) 高さが7メートル未満の建築物の部分の水平投影面積の合計が建築面積の2分の1未満かつ100平方メートル未満の建築物の当該部分
- (3) 増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の10第1号及び第2号に定める範囲のもの
- (4) 附属建築物で平屋建のもの(建築物に附属する門又はへいを含む。)
- (5) 地下若しくは高架の工作物内又は道路内に設ける建築物その他これらに類するもの
- (6) その他の建築物で特定行政庁(当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。)が公益上又は土地利用上やむを得ないと認めて許可したもの

技術的助言等	
参考文献等	